

○瀬戸内市スポーツ大会等激励金交付要綱

令和4年4月22日

告示第37号

改正 令和4年8月18日告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ活動の推進を図るため、本市に現住所を有する個人又は本市に活動の拠点を置く団体が全国大会等に参加する場合において、これらを激励するため市の予算の範囲内で交付する瀬戸内市スポーツ大会等激励金(以下「激励金」という。)に関し、瀬戸内市補助金等交付規則(平成16年瀬戸内市規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(激励金の交付の対象となる大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会(以下「スポーツ大会」という。)は、次のとおりとする。

- (1) オリンピック、パラリンピック
- (2) 国際レベルの連盟等が主催する国際大会
- (3) スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第26条に規定する国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会
- (4) 全国レベルの連盟等が主催する全国大会

(激励金の交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる個人とは、本市に現住所を有する個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県大会、中国大会等の予選会又は選考会を経て、前条に規定する大会(以下「全国大会等」という。)に選手として出場する者
- (2) 大会要項に規定される標準記録等に到達して当該全国大会等に選手として出場する者
- (3) 全国大会等に監督、コーチ等として選考され、派遣される者
- (4) 本市に活動の拠点を置かない団体で次項第3号に該当するもの(以下「市外の団体」という。)の一員として全国大会等に出場する者

2 激励金の交付の対象となる団体とは、本市に活動の拠点を置く団体で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の名称に他市町村の地名、名称等を使用していないこと。

(2) 選手、監督等の参加申込を行う者のうち、本市に現住所を有する者が過半数を占める団体であること。

(3) 県大会、中国大会等の予選会若しくは選考会を経て全国大会等に出場する団体又は大会要項に規定される標準記録等に到達して当該全国大会等に出場する団体であること。

3 同一大会において、第1項に規定する個人及び前項に規定する団体の一員としての双方で出場するときは、第1項に規定する交付対象者に該当しないものとみなす。

4 同一の市外の団体に第1項第4号に規定する交付対象者が10名以上いるときは、第2項の規定にかかわらず激励金の交付対象となる団体とする。

(激励金の額及び交付)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

2 第2条第4号の大会への参加に係る激励金の交付は、同一年度において1回を限度とする。

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする交付対象者は、スポーツ大会等激励金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) スポーツ大会に出場することが分かる書類(予選会若しくは選考会の成績結果又は標準記録等に到達していることを証する書類)の写し

(2) スポーツ大会の要項等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(激励金の交付及び公表)

第6条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに激励金の交付を決定し、スポーツ大会等激励金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請又は報告に偽りその他不正があった場合、前項の規定による激励金の交付の決定を取り消すとともに、激励金の返納を求めるものとする。

3 市長は、交付を決定した者について、個人又は団体の名称、当該スポーツ大会名称及び内容等について、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(激励金の実績報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、当該スポーツ大会終了日から起算して20日以内に、スポーツ大会等激励金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しな

なければならない。

(1) スポーツ大会の結果が分かる書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(激励金の交付期間)

第8条 激励金の交付を受けることができる期間は、原則としてスポーツ大会が開催される年度内(4月1日から翌年3月31日)とする。

(適用除外)

第9条 瀬戸内市中学校部活動全国大会等出場補助金交付要綱(令和4年瀬戸内市告示第33号)第3条に規定する補助対象者は、本要綱の規定は適用しない。

(その他)

第10条 この告示に定めるものほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、瀬戸内市体育大会等激励金交付要領を廃止する訓令(令和4年瀬戸内市教育委員会訓令第1号)の施行の日から施行する。

附 則(令和4年8月18日告示第50号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第4条関係)

大会の名称等		激励金額(円)	
		個人	団体
オリンピック、パラリンピック		30,000	個人に係る激励金の額に参加申込を行った人数(当該人数が10人を超える場合は10人)を乗じた額
国際レベルの連盟等が主催する国際大会	国外での開催	30,000	
	国内での開催	20,000	
国民体育大会、全国障害者スポーツ大会		10,000	
全国レベルの連盟等が主催する全国大会		5,000	

様式第 1 号(第 5 条関係)

スポーツ大会等激励金交付申請書兼請求書

年 月 日

瀬戸内市長 様

瀬戸内市スポーツ大会等激励金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請(請求)します。

1 申請者情報

申請者名 (大会参加者)	㊦	生年月日	
住所		電話番号	
参加者の所属 (団体名称等)			
出場大会名			
大会日時		出場種目	
大会開催場所			
大会主催者名			
大会参加確認者 氏名(指導者等)		市ホームページ等への 掲載(どちらかに○)	許可する ・ 許可しない
添付書類	1 スポーツ大会に出場することが分かる書類(予選会若しくは選考会の成績結果又は標準記録等に到達していることを証する書類)の写し 2 スポーツ大会の要項等の写し 3 その他市長が必要と認める書類		
保護者氏名(申請 者が未成年のみ)		本人との 続柄	

2 申請・請求額及び振込先情報

申請・請求額	円		
金融機関名		支店名	
預金種別 (どちらかに○)	当座 ・ 普通	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

様式第 2 号(第 6 条関係)

スポーツ大会等激励金交付(不交付)決定通知書

第 号

申請者
住 所
団体名
氏 名

年 月 日付けで申請のあった瀬戸内市スポーツ大会等激励金について、交付(不交付)を決定したので、瀬戸内市スポーツ大会等激励金交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

年 月 日

瀬戸内市長 印

交付額： 円

(不交付の理由)

様式第 3 号(第 7 条関係)

スポーツ大会等激励金実績報告書

年 月 日

瀬戸内市長 様

瀬戸内市スポーツ大会等激励金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

報告者情報

申請者名 (大会参加者)		生年月日	
住所		電話番号	
参加者の所属 (団体名称等)			
出場大会名			
大会日時		出場種目	
大会開催場所			
大会主催者名			
大会の結果等			
添付書類	1 スポーツ大会の結果が分かる書類の写し 2 その他市長が必要と認める書類		

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)